

令和6年度（2024年度）事業  
介護老人保健施設（増床）整備事業者公募要項

---

令和6年（2024年）4月

和歌山市 介護保険課

# 目次

1	公募の目的	1
2	公募対象施設	1
3	応募者の資格要件	1
4	応募要件	1
5	補助金について	3
6	応募手続	3
7	審査	3
8	留意事項	4
9	公募スケジュール	4
10	様式等一覧	4

## 1 公募の目的

本市では、「第9期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、令和6年度（2024年度）整備予定の介護老人保健施設（増床）の整備について、整備事業者を募集します。

整備を希望される法人におかれましては、本要項及び関係法令等を十分にご理解の上、ご応募いただきますようお願いいたします。

## 2 公募対象施設

### (1) 応募床数

介護老人保健施設（増床）	10床
--------------	-----

※既存の介護老人保健施設と同一敷地内で、構造上一体となっている建物内での増床となります。

### (2) 整備年度

今回の公募は、令和6年度（2024年度）事業です。原則、令和6年度（2024年度）中に整備事業を完了するものとします。

## 3 応募者の資格要件

以下の要件をすべて満たしていないと応募者としての資格はありませんのでご注意ください。

- (1) 下記のどちらかに該当するもの
  - ① 医療法人
  - ② 厚生労働大臣が定める者
- (2) 介護保険法第94条第3項各号に該当しないこと。
- (3) 法人の代表者及び役員が、和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条に規定する、暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体の構成員でないこと。
- (4) 法人及び法人代表者が、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (5) 平成31年4月以降、改善命令等の行政処分を受けていないこと。

## 4 応募要件

「3 応募者の資格要件」を満たした上で、以下の条件のもと、書類の提出をお願いします。

### (1) 事前協議について

ア 受付期間 令和6年(2024年)4月10日(水)から同年5月31日(金)まで(土日祝を除く。)

イ 協議方法 整備を検討している法人は必ず上記の期間内において事前協議申込書を介護保険課へ提出し、日程を調整した上で協議を行ってください。

なお、事前協議を行っていない場合は、応募申込書の受付はできませんので、必ず事前協議を経た上で応募を行ってください。

ウ 提出方法 介護保険課へ直接持参又はメールで送信してください。

※メール送信の件名は「公募事前協議申込書」としてください。

## (2) 整備計画について

- ア 既存の介護老人保健施設と同一敷地内で、構造上一体となっている建物内での増床計画であること。  
ショートステイ等からの転換は公募対象外とします。
- イ 居室形態は増床分においても既存施設と同様とする。
- ウ 施設整備計画、事業計画の策定にあたっては、設備及び運営に関する基準を満たすことはもとより、介護保険法、建築基準法、消防法その他関係法令及び関係通知並びにこの要項等を確認し、関係部署・機関と十分に打ち合わせを行った上で応募してください。

### (関係通知)

- ・和歌山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について  
(平成12年3月17日老企第44号)
- ・介護老人保健施設における防火、防災対策について  
(昭和63年11月11日老健第24号)

## (3) 資金計画について

- ア 施設整備に係る資金（施設整備費、設計管理費、設備整備費等）については、全額自己資金が望ましいですが、借入れを予定している場合はその資金における、10分の1以上は自己資金を確保すること。  
なお、銀行等からの借入れは自己資金とみなしません。
- イ 運転資金は、施設の運営収入が確保されるまでの資金として、全額自己資金が望ましいですが、借入れを予定している場合、年間事業の12分の2以上は自己資金を確保すること。なお、銀行等からの借入れは自己資金とみなしません。

※ 介護老人保健施設の整備にあたり、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関から融資を受けることができます。詳細は、独立行政法人福祉医療機構にお問い合わせください。

## 5 補助金について

令和6年度の補助金については、次のとおりです。

<参考>和歌山県地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金に基づく単価（令和6年3月末現在）

○介護老人保健施設 施設開設準備補助金 914千円/床

注) 今回の公募では、施設整備補助金はありません。

## 6 応募手続

### (1) 応募書類の提出

ア 受付期間 令和6年（2024年）6月3日（月）から同月12日（水）まで（土日祝を除く。）

イ 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで

ウ 受付方法 和歌山市役所東庁舎2階介護保険課窓口に応募申込書を持参してください。

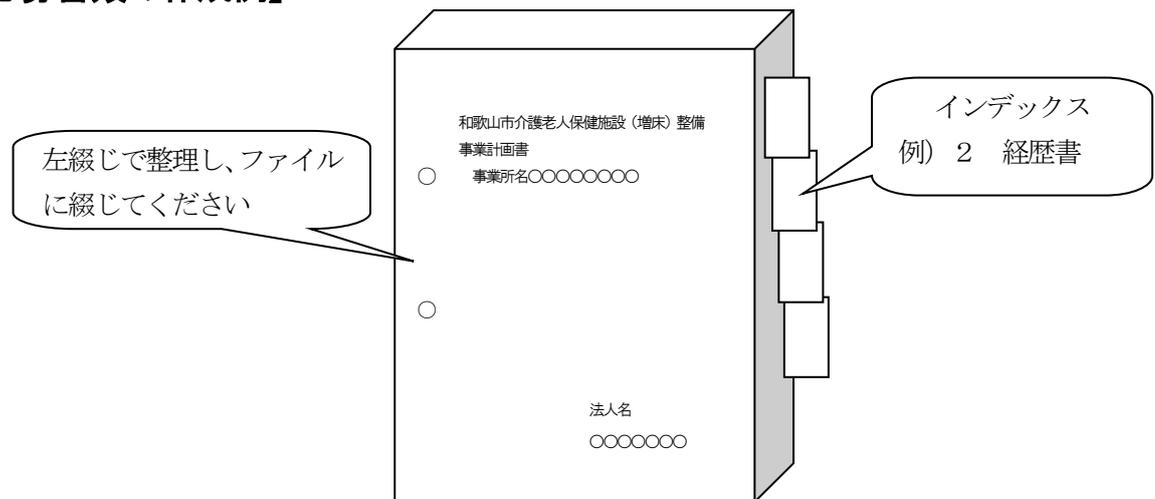
エ 提出書類 別紙「提出書類一覧表」参照のこと。

※提出書類一覧の順番にA4サイズ（図面等はA3版をA4折とする）・左綴じで整理し、書類番号のインデックスをつけてください。（下図を参考にしてください）

オ 提出部数 正本 1部 副本 8部（計 9部）

（副本については、証明書等も含めてすべてコピー可とします。）

### 【応募書類の作成例】



## 7 審査

- (1) 審査は提出書類及びヒアリング（日程については書類提出後に個別に通知します。）により行います。
- (2) 本審査において決定するのは、施設整備計画上の整備枠配分に基づく協議対象者であり、この決定において施設整備における各種法律上の制限・許認可及び事業者の指定を受けたことにはならないので注意してください。
- (3) 応募者がいない場合、又は審査の結果によりすべての提案について適当でないと判断した場合は、協議対象者の決定を行わないことがあります。
- (4) 審査結果は、市のホームページに掲載するとともに応募者に郵送で通知します。

## 8 留意事項

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類の受付期間以降の差し替え及び再提出は原則認めません。
- (3) 提出された書類は、返却しません。
- (4) 提出された書類は、和歌山市情報公開条例の定めにより、公開する場合があります。
- (5) 選定後の権利譲渡は認めません。
- (6) 応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合、又は、事業開始までの間に提出書類の内容の変更により重大な支障をきたす場合は、協議対象者として決定を取り消す場合があります。  
また、選定された法人が協議対象者としての決定を取り消された場合は、次点の法人を協議対象者とすることがあります。

## 9 公募スケジュール（予定）

日程	事項
令和6年（2024年） 4月10日（水）	事前協議受付開始
5月31日（金）	事前協議受付終了
6月 3日（月）	応募受付開始
6月12日（水）	応募受付締切
7月下旬	ヒアリング審査
8月中旬	結果通知

※応募法人数等により、スケジュールが変更となる場合があります。

## 10 様式等一覧

- 【別紙】 令和6年度(2024年度)事業介護老人保健施設（増床）整備事業者公募に係る提出書類一覧
- 【様式1】 令和6年度(2024年度)事業介護老人保健施設（増床）整備事業者公募に関する応募申込書
- 【様式2】 経歴書
- 【様式3】 従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- 【様式4】 関係部署・機関との協議状況及び今後の予定について
- 【様式5】 ヒアリング出席予定者名簿

〒640 - 8511  
和歌山県和歌山市七番丁23番地  
和歌山市健康局保険医療部介護保険課  
TEL 073 - 435 - 1190  
E-mail kaigohoken@city.wakayama.lg.jp